

羽幌町空き家対策補助金のお知らせ

羽幌町では、空き家の有効活用や解体を促進することにより、移住定住の推進や良好な住環境の確保等を図るため、羽幌町空き家対策補助金制度を設けています。

◆対象者

- ・空き家を取得したい方
- ・空き家を貸与するために改修したい方
- ・空き家を解体したい方

◆対象経費

- ・改修費

台所、浴室、便所、洗面所、内装、屋根や外壁等の改修、その他居住の用に供する範囲で、住宅の質の向上のために行う修繕や設備改修に要する経費

- ・解体費

空き家や同一敷地内に位置する工作物の解体、解体に係る廃材の運搬及び処分に要する経費

◆補助の条件

- ・羽幌町内に住所を有する建設業者による工事に限る
- ・対象者が町税等公共料金を滞納していないこと
- ・対象者が暴力団員でないこと
- ・補助金は、空き家1戸につき1回を限度とする



令和2年度は23件の補助実績がありました。

工事の種類と補助の上限額

工事の種類	申請者	補助率	補助金の上限額
改修等	対象世帯が取得し改修	対象経費の 1/2	市街地区 50万円 天売地区 80万円 焼尻地区 70万円
	所有者等が賃貸用に改修		市街地区 25万円 天売地区 40万円 焼尻地区 35万円
	対象世帯が借用し改修		
地域おこし団体が地域住民の交流の場として改修	市街地区 50万円 天売地区 65万円 焼尻地区 60万円		
解体	所有者等		

※対象世帯：過去1年間羽幌町に住所を有さない世帯や災害等特別な事情により既に羽幌町内に移住している世帯、羽幌町に住所を有する世帯であって、自らが居住することを目的に空き家を賃貸や取得して移り住む世帯。

※所有者等：空き家に係る所有権その他権利を有する者。

※地域おこし団体：設立から1年以上経過し、営利や宗教活動、政治活動や選挙活動を目的としない団体

【注意！】補助金を活用される方へ

改修・解体工事を行いたい場合は事前に申請書を提出し、担当係による「空き家」の状況確認等の調査を経て補助の決定を受けた後に行ってください。また、現在お住まいの住宅の建替えのための解体については、補助対象とはなりませんのでご注意願います。

➡ お問い合わせ 羽幌町町民課 町民生活係 ☎ 68-7003 (課直通)